

私たちがめざあ カラフルな社会の ビジョン

雨も雪も、ひとたび天から降れば

むなくしく天に戻ることはない。
それは大地を潤し、芽を出させ、
生い茂らせ

種蒔く人には種を与え
食べる人には糧を与える。

そのように、
わたしの口から出るわたしの言葉も
むなくしくは、わたしのもとに戻らない。

それはわたしの望むことを成し遂げ
わたしが与えた使命を必ず果たす。

(イザヤ書55章10～11節)

今あなたとできること

1 たくさんの声を届けよう

(署名活動に協力する)

毎年4月～翌年2月末まで、国会
請願署名を行い、3月に請願書を
国会に提出します。(署名締切は1
月初旬)

2 このパンフレットを広めよう!

市民法案の小冊子やこのパンフレットを、
あなたの教会やいろいろな集会などでお
配りください。

3 学びを深めよう!

小冊子『からふるな仲間
たち』で学習会をしません
か? そのほか教材、講師
派遣など、ご相談は事務
局まで。



4 この運動をサポートしよう!

外キ協の活動/運動を支えるために、
ぜひ献金・寄附にご協力ください。

郵便振替口座:

00190-4-119379

口座名: 外キ協(がいききょう)

さらに詳しい情報は、外キ協ホームペ
ージまで。このパンフレットや国会請願
署名の用紙もダウンロードできます。



カラフルな仲間たちと
ともに生き
ともに生かし合う社会へ



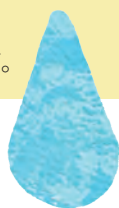
GAIKI-KYO

外国人住民基本法の制定を求める
全国キリスト教連絡協議会(外キ協)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18
日本キリスト教会館 52 号 RAIK 気付
TEL: 03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977
HP: <https://gaikikyoo.jp/>

「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）」とは？

私たちは、1980年代以降、全国のキリスト者が取り組んできた外国人登録法の改正運動を背景に、1998年から「外国人住民基本法」の制定運動に取り組んでいる全国連絡協議会です。12の教派・団体が加盟し、8の地域グループ（外キ連）により各地で運動を続けています。「外国人住民基本法」および「人種差別撤廃基本法」の制定を求めて、国会に請願するため、全国で署名活動を行っています。また、年1回、全国協議会と全国集会を開催しています。



「外国人住民基本法」と「人種差別撤廃基本法」は、なぜ必要？

人びとが国境を越えて行き来し、ひとつの地域で一緒に働き、暮らし、学ぶ。いま世界中で当たり前になっている風景です。日本には現在、195カ国から280万人を超える外国人が生活する『からふる』列島です。

私たちが暮らす地域社会では、日本人も外国人も同じ《住民》です。しかし、法務省による外国人実態調査（2016年）では、「外国人であることを理由に入居を断られた」人が42.8%、「外国人であることを理由に就職を断られた」人が27.6%、「同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かった」人が22.0%もいました。また、文部科学省の調査（2019年）では、日本に住む外国籍児の15.8%に当たる1万9654人（15.8%）が不就学の可能性があるわかりました。いじめや就職差別、入居・入店拒否、ヘイトスピーチなど、日本社会において外国人住民に対する偏見と差別による行為が繰り返される中、安心して暮らせる制度、地域社会で一緒に生きるための法制度が求められています。

そのために、私たちは「外国人住民基本法」と「人種差別撤廃基本法」が必要だと考えています。



多民族・多文化共生社会



Q どんな社会を目指すのですか？

A ささまざまな民族、さまざまな文化が出会い、お互いの違いを認め合いながら、共に生き、共に生かし合う社会を目指しています。

Q 外国人住民とはどういう人ですか？

A 日本の植民地支配の結果、日本に暮らしてきた在日韓国・朝鮮人をはじめ、技能実習生などの移住労働者、留学生、日本人と国際結婚をした人たちなど、さまざまな理由で日本に暮らしている人たちです。また、帰化や、国際結婚によるダブルの子どもなど、外国にルーツを持つ日本国籍者も急増しています。

Q 日本にも難民はいるのですか？

A インドシナ定住難民の受け入れをきっかけに日本は1981年に難民条約に加盟し、現在出入国管理及び難民認定法によって審査が行われています。しかし政府による難民認定が厳しく、2019年は10,375人が難民申請を行いました、認定されたのは44人だけでした。難民申請中の外国人が入管施設に長期収容され人権侵害を受けていることも問題となっています。

Q 日本人の権利と外国人の権利は違うのですか？

A 日本人には保証されている社会保障を受ける権利や地域社会に参画する権利（地方参政権や住民投票権など）、子どもの教育の権利など、多くの権利が外国人には制限されています。また、ヘイトスピーチや就職差別、入居拒否、入店拒否など、日常生活においても外国人に対する差別が繰り返されています。

Q なぜ外国人住民基本法が必要なのですか？

A 少子高齢化が急速に進む中、今や外国人住民は日本社会に必要な存在になっています。日本は、すでに難民条約や国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約に加入しています。しかし、これらの国際人権法が国内法に十分反映されておらず、外国人住民の権利は制限されています。日本社会に今なお根強く残っている外国人に対する偏見や差別を是正する法制度を整えること、すべての外国人が地域社会を構成する「住民」として参画できる法制度が求められているのです。

Q 日本には外国人への人権法はないのですか？

A 日本は国連の人種差別撤廃条約に1995年に加盟しましたが、いまだに外国人の人権を守る法律がありません。2016年にヘイトスピーチ解消法が制定されましたが、差別的な言動に対する罰則がなく、インターネットでは差別的な書き込みがあとを絶ちません。国連の人種差別撤廃委員会からも何度も勧告されているように、国が責任をもって人種差別を禁止する法律を整備し、人種差別撤廃のための政策や教育プログラムを策定し、人権政策を監視し推進するための国内人権機関を整備することが急務です。

